

国有林の森林計画について

国有林では、「国有林野の管理経営に関する法律」に基づき、森林のほか、林道やレクリエーション施設、貸地といった土地も含めた国有林野の管理経営の方針などを「地域管理経営計画」として定めています。また同時に、地域管理経営計画に即して、林小班単位で、具体的な伐採や造林の方法、保護林やレクリエーションの森の設定などを「国有林野施業実施計画」として定めています。

これらの計画は、流域ごとに5ヵ年間で一期として定めることとなっており、関東森林管理局では31流域（以下「計画区」といいます。）について、5年ごとに策定しています。

